

○農林水産省告示第八百八十四号

独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（平成二十七年法律第七十号）の施行に伴い、独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律の施行に伴う農林水産省関係告示の整理に関する告示を次のように定める。

平成二十八年三月三十日

農林水産大臣 森山 裕

第一 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が農業・食品産業技術研究等業務及び農業機械化促進業務に係る政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準（平成二十二年十一月二十六日農林水産省告示第九百六十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び第十号」を削り、「並びに」を「及び」に改め、「附帯する業務」の下に「並びに同条第三項から第五項までに規定する業務」を加える。

第二 国立研究開発法人水産総合研究センターが政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準（平成二十二年十一月二十六日農林水産省告示第九百五十七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国立研究開発法人水産研究・教育機構が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準

第一条中「国立研究開発法人水産総合研究センター（以下「センター」を「国立研究開発法人水産研究・教育機構（以下「機構」に「センター」が「機構」に改める。

第二条中「センター」を「機構」に改める。

第三 次に掲げる告示は、廃止する。

一 独立行政法人種苗管理センターが政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準（平成二十二年十一月二十六日農林水産省告示第九百五十号）

二 独立行政法人水産大学校が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準（平成二十二年十一月二十六日農林水産省告示第九百五十二号）

三 国立研究開発法人農業生物資源研究所が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準（平成二十二年十一月二十六日農林水産省告示第九百五十三号）

四 国立研究開発法人農業環境技術研究所が政府出資等に係る不要財産を譲渡したときに国庫に納付すべき金額を算定する基準（平成二十二年十一月二十六日農林水産省告示第九百五十四号）

第四 昭和二十六年二月二十七日農林省告示第五十八号（検査を受けるべき種苗及び適用除外地域の指定に関する件）の一部を次のように改正する。

第一号（三）中「独立行政法人種苗管理センター」を「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構」に改め、「業務」の下に「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第九十二号）第十四条第三項及び第四項に規定するものに限る。」を加える。

第五 種馬飼しよ検疫規程（昭和二十六年二月二十七日農林省告示第五十九号）の一部を次のように改正する。

第八条第一号イ中「独立行政法人種苗管理センター」を「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構」に改める。

別記様式中「独立行政法人種苗管理センター」を「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構」に改める。

第六 昭和六十一年二月二十二日農林水産省告示第二百八十四号（肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件）の一部を次のように改正する。

附の二中「独立行政法人農業環境技術研究所」を「国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構」に、「同表」を「同表の」に改める。

○ 種馬鈴しよ檢疫規程（昭和二十六年二月二十七日農林省告示第五十九号）（第五關係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	現 行
（検査合格の基準） 第八条 第六条第一項の各時期検査の合格の基準は、次のとおりとする。 一 使用予定種馬鈴しよ及び植付予定ほ場検査 イ 使用予定種馬鈴しよは、<u>国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構</u>で生産されたもの、これを用いて道県の直接管理する原種ほにおいて増殖されたもの又は植物防疫官が採種用種馬鈴しよとして適当と認めたもので、植付前に消毒が実施されたものであること。 ロ（略） 一一・三（略）	（検査合格の基準） 第八条 第六条第一項の各時期検査の合格の基準は、次のとおりとする。 一 使用予定種馬鈴しよ及び植付予定ほ場検査 イ 使用予定種馬鈴しよは、<u>独立行政法人種苗管理センター</u>で生産されたもの、これを用いて道県の直接管理する原種ほにおいて増殖されたもの又は植物防疫官が採種用種馬鈴しよとして適当と認めたもので、植付前に消毒が実施されたものであること。 ロ（略） 一一・三（略）

別記様式

種馬鈴しよ検査申請書				原種 採種
下記馬鈴しよについて植物防疫法第13条の検査を申請いたします。				
住所		氏名		
申請者（生産代表者）		氏名		
年	月	日	植物防疫所（支所又は出張所）植物防疫官殿	
ほ場整理番号	生産者住所氏	使用予定種馬鈴しよ品	産地及び数	植付面積
				植付予定時期
				馬鈴しよ作付備考

別記様式

種馬鈴しよ検査申請書				原種 採種
下記馬鈴しよについて植物防疫法第13条の検査を申請いたします。				
住所		氏名		
申請者（生産代表者）		氏名		
年	月	日	植物防疫所（支所又は出張所）植物防疫官殿	
ほ場整理番号	生産者住所氏	使用予定種馬鈴しよ品	産地及び数	植付面積
				植付予定時期
				馬鈴しよ作付備考

名	種	系統	量	袋	m ³	月日	年次

品種別植付予定面積及び
使用予定種馬鈴しよ数量 m³ 袋

生産者数 人 m³ 袋

備考

- 1 申請書は、3部提出すること。
- 2 申請書の提出に当たっては、ほ場別、生産者別及び品種別に欄を改めること。
- 3 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 4 産地及び系統欄には、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構において生産された原原種については農場名、それを用いて系統増殖された原種については産地市町村名及び生産者氏名を記入すること。
- 5 馬鈴しよ作付年次欄には、当該ほ場の過去3か年間ににおける馬鈴しよの作付年次を記入すること。

名	種	系統	量	袋	m ³	月日	年次

品種別植付予定面積及び
使用予定種馬鈴しよ数量 m³ 袋

生産者数 人 m³ 袋

備考

- 1 申請書は、3部提出すること。
- 2 申請書の提出に当たっては、ほ場別、生産者別及び品種別に欄を改めること。
- 3 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 4 産地及び系統欄には、独立行政法人種苗管理センターにおいて生産された原原種については農場名、それを用いて系統増殖された原種については産地市町村名及び生産者氏名を記入すること。
- 5 馬鈴しよ作付年次欄には、当該ほ場の過去3か年間ににおける馬鈴しよの作付年次を記入すること。